

佐賀県道22号北茂安三田川線通行止めのお知らせ

「**県道22号北茂安三田川線**」での橋梁工事に伴い、次の内容で、**通行止め**(特殊車両のみ)を行いますので、ご協力をお願いいたします。

【規制(工事)場所】

佐賀県三養基郡みやき町東尾 『通瀬橋』

※通行止区間は橋梁区間のみです。なお、橋梁までの道路区間は通行可能です。

【規制期間】

平成27年7月27日～未定

【制限時間帯】

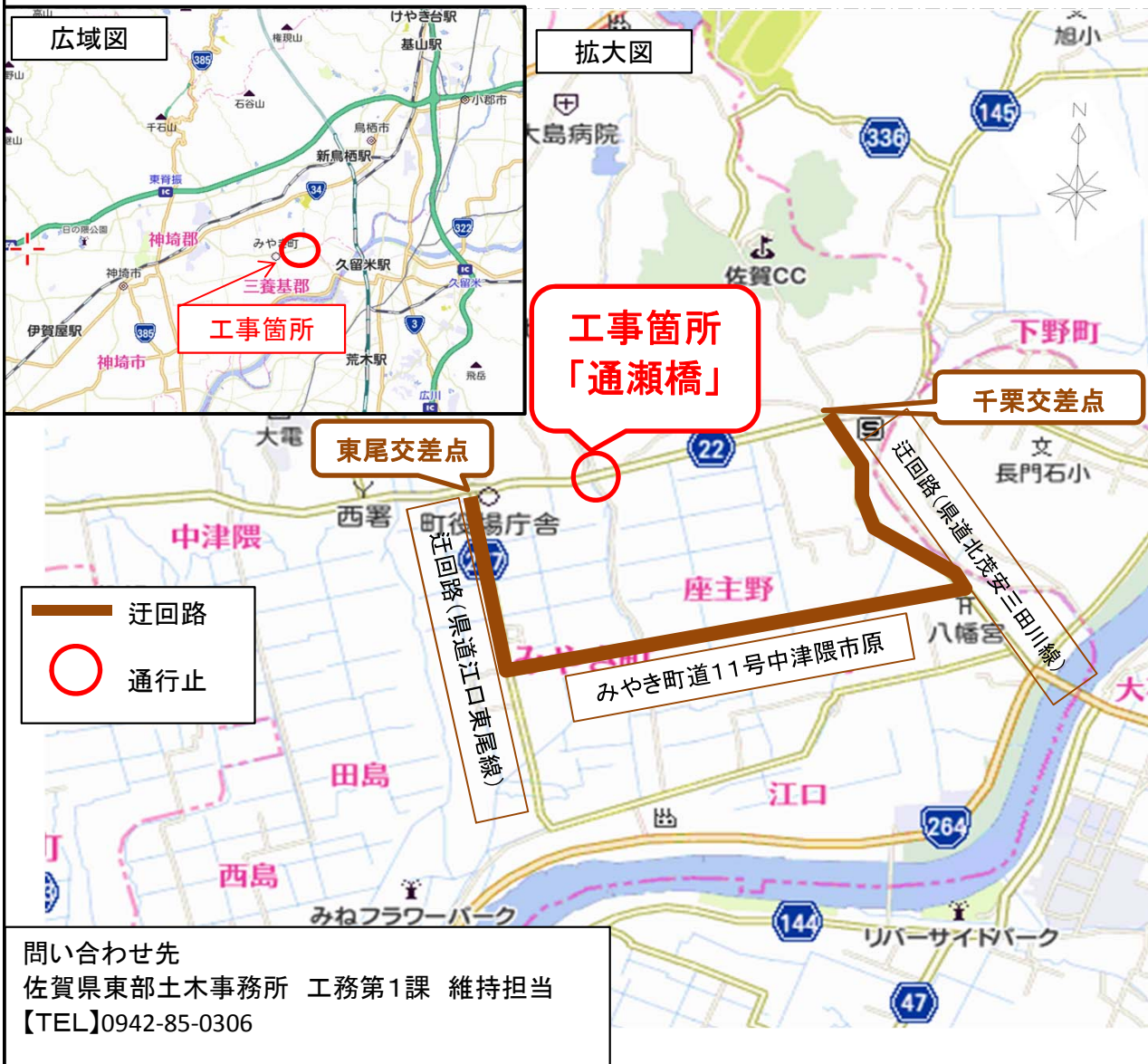
終日全面通行禁止

【規制対象車両】

車両幅2.5m以上または車両長17.0m以上の車両で0交通に該当する車両

※迂回路について

各交差点部分に迂回路案内看板を設置していますので、案内看板に従って通行 してください。



問い合わせ先

佐賀県東部土木事務所 工務第1課 維持担当

【TEL】0942-85-0306